

近愛分教会(甲賀大所属。滋賀県東近江市。吉岡孝之会長)に、明治20年代からの教理文書が保存されている。その中には「おふでさき」の写本、及び「おさしづ」の写しを数多くみることができる。

かつて、岐阜県の山間部にある岐美系統の教会で、「おふでさき」の写本と出会った。そのことが、こうした教理文書研究の出発点になったのであるが、その広がりやの元を尋ねていくとき、岐美→近愛・中野にたどり着いたのである。とくに美濃地方において、近愛からの布教師が足繁く通って、教えを取り次がれたという話が残っている。そして、その話を皆で交替しながら、筆記したとも伝えられる。そのときのものと思われる文書(梅村本)がある。その文書は、目につくところにあると危ないからと(政府の取り締まりが厳しく)、自宅の天井裏に隠されていたが、家を建て替えるとき、10年ほど前に発見されたものである。

さて近愛文書については、「おふでさき」の写本について、すでに若干の考察を試みている。(『天研』第2号。後に『天理教教理の伝播とその様態』天理大学おやさと研究所刊、に収録)

そこで、今回は、教話、「おさしづ」の写本について少し考察をしようとするものである。「おさしづ」の写本については、今までみてきた中では、その数において、北野文書が他を圧倒しているが、近愛文書は、それに次ぐものといつてよいだろう。冊数では、15冊あり、その他に、もともと綴じられていたと思われるが、その何冊分かがバラバラになっているものもある。このバラバラになったものについては、今のところ整理がついていない。したがって、ここでは、冊子になっている15冊について翻刻とともに、検討を加えてみたい。

まず、冊子の大きさは、大きいもので、半紙二折りのサイズがあり、小さいもので縦14.8cm、横11.0cmである。多くは縦15cm前後、横11cmを少し超えたもの。中には、12、13cmのものもある。

表題は、「刻限の御嘯し」が多い。その他に「神様御刻限嘯し」あるいは「神様一条御嘯之写」などがある。このように、「おさしづ」の写本の表題に「刻限」の言葉を見るが、この点は北野文書と共通している。

そこで写本成立年代順に、それらを列挙してみよう。

- 1、「明治廿三年四月 神様一条御嘯之写 第貳百四拾八号 吉岡辰蔵」
- 2、「明治廿四年写之 神一条之刻限写 斯道会貳百四拾八号」
- 3、「明治廿五年辰八月製之 自明治廿三年八月 全廿五年十一月迄 刻限御嘯し」
筆写年が明らかなのは、この3冊のみである。あとは、筆写された「おさしづ」の年月順に記しておく。
- 4、「神様御刻限嘯し」。中表紙に「自明治廿一年 至全廿五年 御刻限のはなし 神道天理近愛支教会長 吉岡姓」
- 5、「無題」(明治二十三年の「おさしづ」6件。明治二十年旧 十二月十六日の「おさしづ」。)
- 6、「刻限の御嘯」(明治廿六年六月十二日～三十年七月十四日)「明治三十三年度 刻限御嘯」(明治三十年一月十一日～三十一年八月十七日)

- 7、「自明治三十一年四月 至明治三十一年 神様刻限御嘯し」
- 8、「明治三十三年度 明治三十四年度 刻限の御嘯」
- 9、「明治三十三年度 全三十四年度 全三十五年度 全三十六年度 全三十七年四月? 刻限の御嘯し」
- 10、「無題」(明治三十四年度)
- 11、「明治三十六年度 全三十七年度 全三十三年度 全三十五年度 刻限の御嘯し」
- 12、「明治卅七年度 全卅八年度 全卅九年度 刻限の御嘯し」
- 13、「自明治四拾年壹月拾六日 刻限之御嘯し写」

こうした刻限嘯に加えて、

- 14、「明治廿年度 身上御伺集」

これは表題に明らかなく、刻限話とはことなり、身上の伺いを集めたもの。裏表紙に「近愛支教会 塩谷辰蔵」と記されているので、明治27年5月28日以降のものである。

- 15、「神様一條之御嘯之写」

これも一見すると「おさしづ」集であるかのように思えたが、別のものだった。表題通り、いろいろな話が記されている。その意味で、1の「神様一条御嘯之写」と同類のものであろう。ただし、1には「おさしづ」も記されている点で、これとは異なる。なお「御嘯」という表現は珍しい。嘯は「叫ぶ、大呼する、」の意である。〈昔〉はひっきりなしの音声を表す。口数が多いこと、という意味もある。いろいろな神様の話を収めているという意味だろうか。

ここに一覧した表題、あるいはその体裁等をみていくとき、いくつかのシリーズがあったと考えられるが、おそらく、欠落したものも多いように思える。筆者は初代吉岡栄蔵、その弟の吉岡(塩谷)辰蔵によるものがほとんどである。とくに支教会設置後に、改めて「刻限御嘯」としてまとめられたようだ。4～14などは、そうしたものと考えられる。

まず、1の「明治廿三年四月 神様一条御嘯之写」をみていこう。(句読点、安井)

甘露台ノユワレ

抑モ甘露台と云ふは下の差渡八三尺なり。其の三尺と云ふハ三日三夜さで宿し込たる理を以て、厚ミは八寸八分。ひろかる八方の神様の揃ひなされた理を以て、八方の神様は南無阿弥陀仏二大斗能ノ辨の尊で八神なり下さり、二重めの台の差渡二尺四寸と云ふハ、人間四寸丈に成し時、伊邪那岐の尊様二つこりと悦こんではなされた。其二ト四トヲ以テ、二尺四寸なり。今、人間モ四寸に二寸の穴より生して、二尺に四尺の穴で焼くなり。建物モ二」(1才)

間に四間ハ無世屋立口厚ミの八寸ハ下の台の如くなり。積上ル石の指渡シハ一尺二寸トひふハ、面足の尊。頭十二ノ理を以て一尺二寸なり。あつみを六寸は、此ない人間無世界をこしらへ、六台の理を以て六寸なり。一尺二寸にあつみ六寸を十積上るは十柱の神の理で積上るなり。上の笠石の指渡し二尺四寸二厚ミ六寸八と四との理。六寸ハ六台の理なり。十三積上ル、其高を八尺二寸なり。八尺を八方、二寸を二のとをりなりとゆふ。

(以下次号に続く)